

# 原子力防災の取り組みと 国の支援体制について

平成29年2月

内閣府(原子力防災担当)

1. 内閣府（原子力防災）について
2. 原子力災害時における国・自治体の体制
3. 地域防災計画の充実に向けた取り組み
4. 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

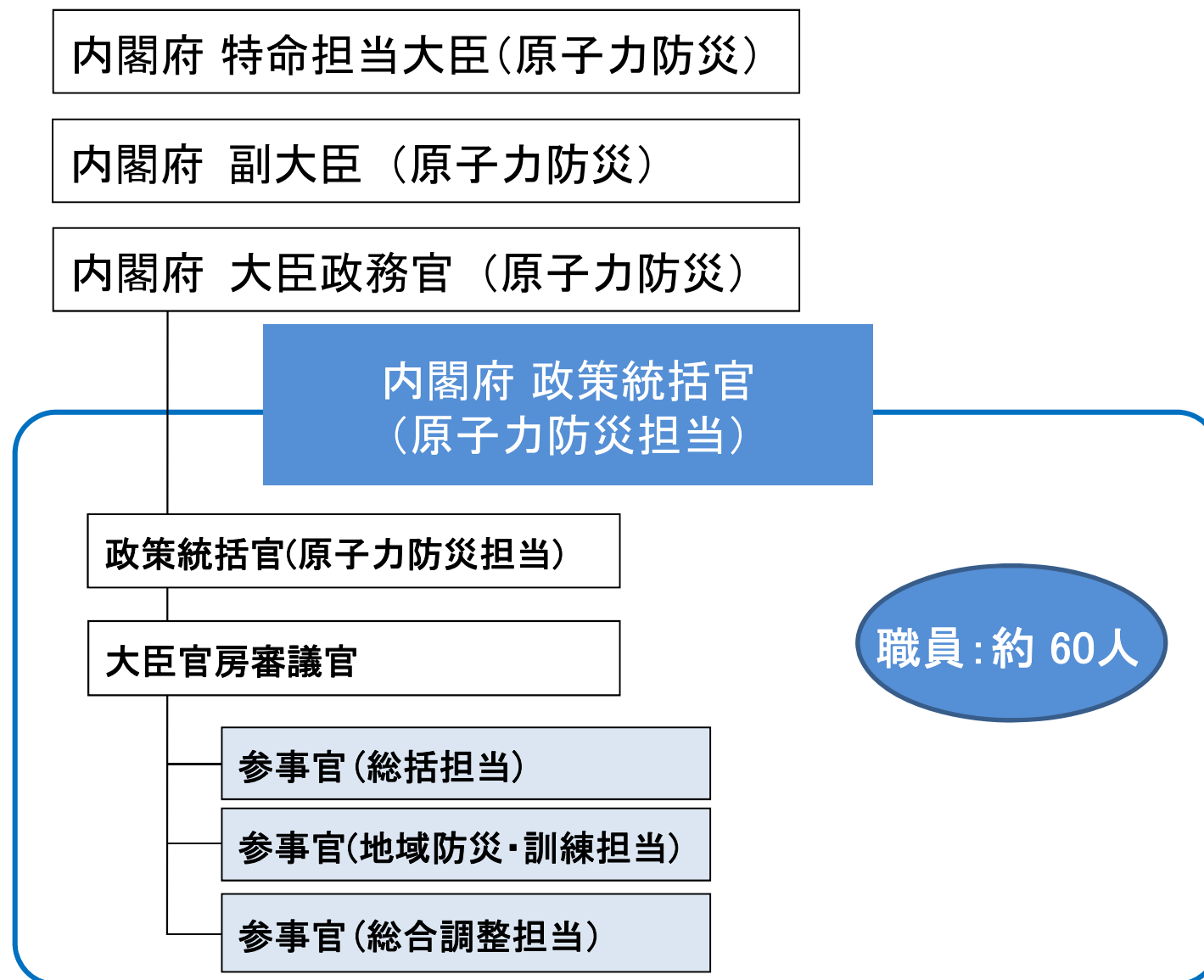
# 1. 内閣府（原子力防災）について

2. 原子力災害時における国・自治体の体制

3. 地域防災計画の充実に向けた取り組み

4. 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

## ◆内閣府(原子力防災)の組織は、平成26年10月14日に発足



## 1. 地域防災計画の充実に向けた対応

### ◆自治体の原子力防災計画、避難計画作成等の全面的な支援

→ 原子力発電所がある13地域に「地域原子力防災協議会」を設置し、国と関係自治体等が緊密に連携し、計画の策定・充実強化の取組を実施中。

協議会の構成員等： 関係府省庁(指定職級)、佐賀県・長崎県・福岡県(各副知事)、関係8市町(市町長)、九州電力

→ さらに、現地での支援を行うために、玄海地域には7名の内閣府職員を派遣

## 2. 関係道府県への財政的支援

### ◆放射線防護対策等に関する財政的支援

→ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(内閣府予算)  
自治体が行う防災活動に必要な資機材(放射線測定器、防護服等)の整備等

→ 原子力災害対策施設整備費補助金(内閣府予算)  
即時避難が困難な病院等の要配慮者や住民等が屋内退避するための施設等の放射線防護対策事業等

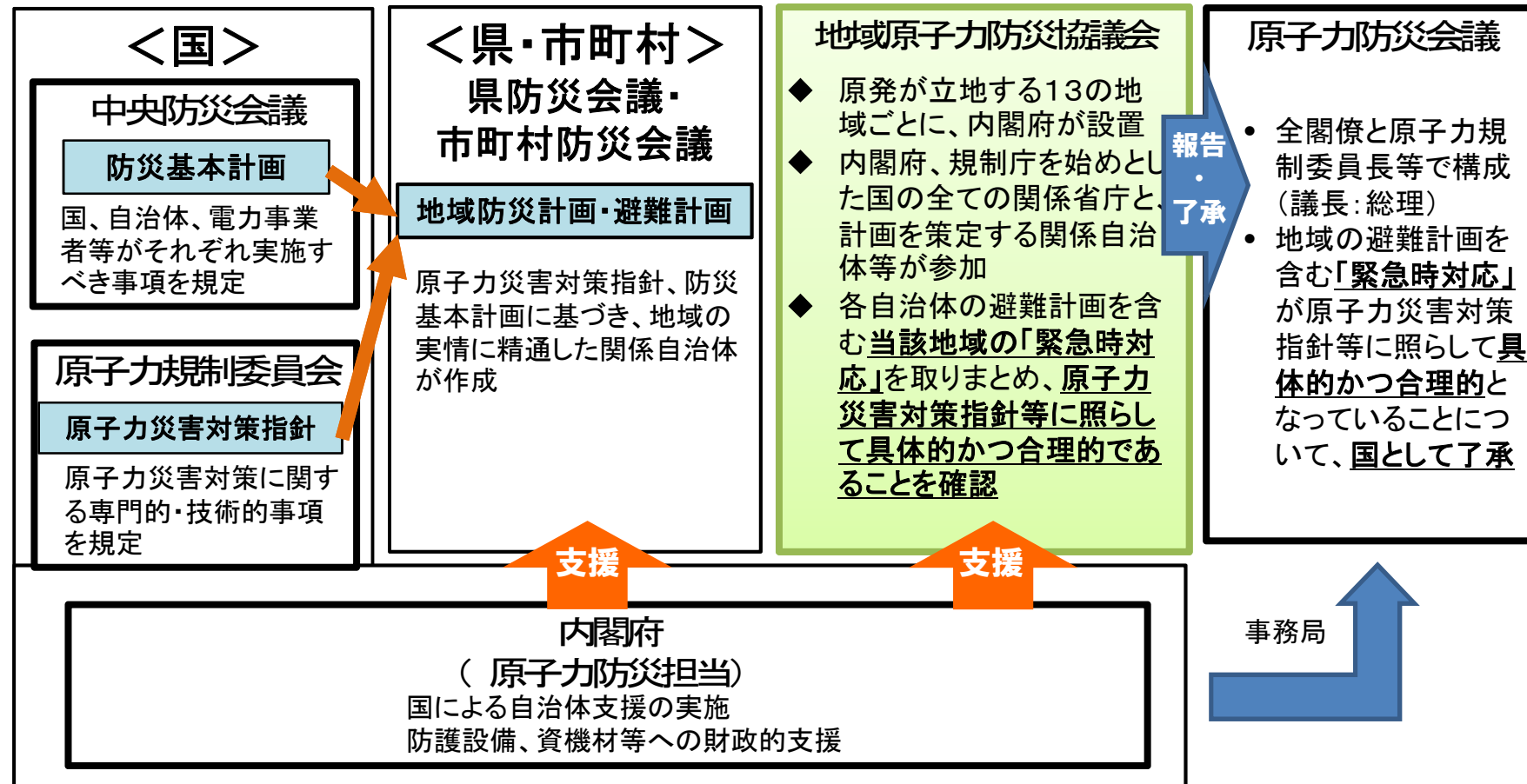
## 3. 原子力総合防災訓練の実施、道府県訓練への支援、防災業務関係者への研修

### ◆原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態を想定し、国、地方自治体、電力事業者が合同で、原子力総合防災訓練を実施。

→ 27年度は伊方発電所(愛媛県)、H28年度は泊発電所(北海道)を対象に実施。

### ◆自治体が行う原子力防災訓練を支援

### ◆自治体職員、民間事業者等の防災業務関係者への研修を実施



## <国による自治体支援の具体的内容>

- 計画策定当初から政府がきめ細かく関与し、要配慮者を含め、避難先、避難手段、避難経路等の確保等、地域が抱える課題をともに解決するなど、国が前面に立って自治体をしっかりと支援
- 緊急時に必要となる資機材等については、国の交付金等により支援
- 関係する民間団体への協力要請など、全国レベルでの支援も実施
- 一旦策定した計画についても、確認・支援を継続して行い、訓練の結果等も踏まえ、引き続き改善強化

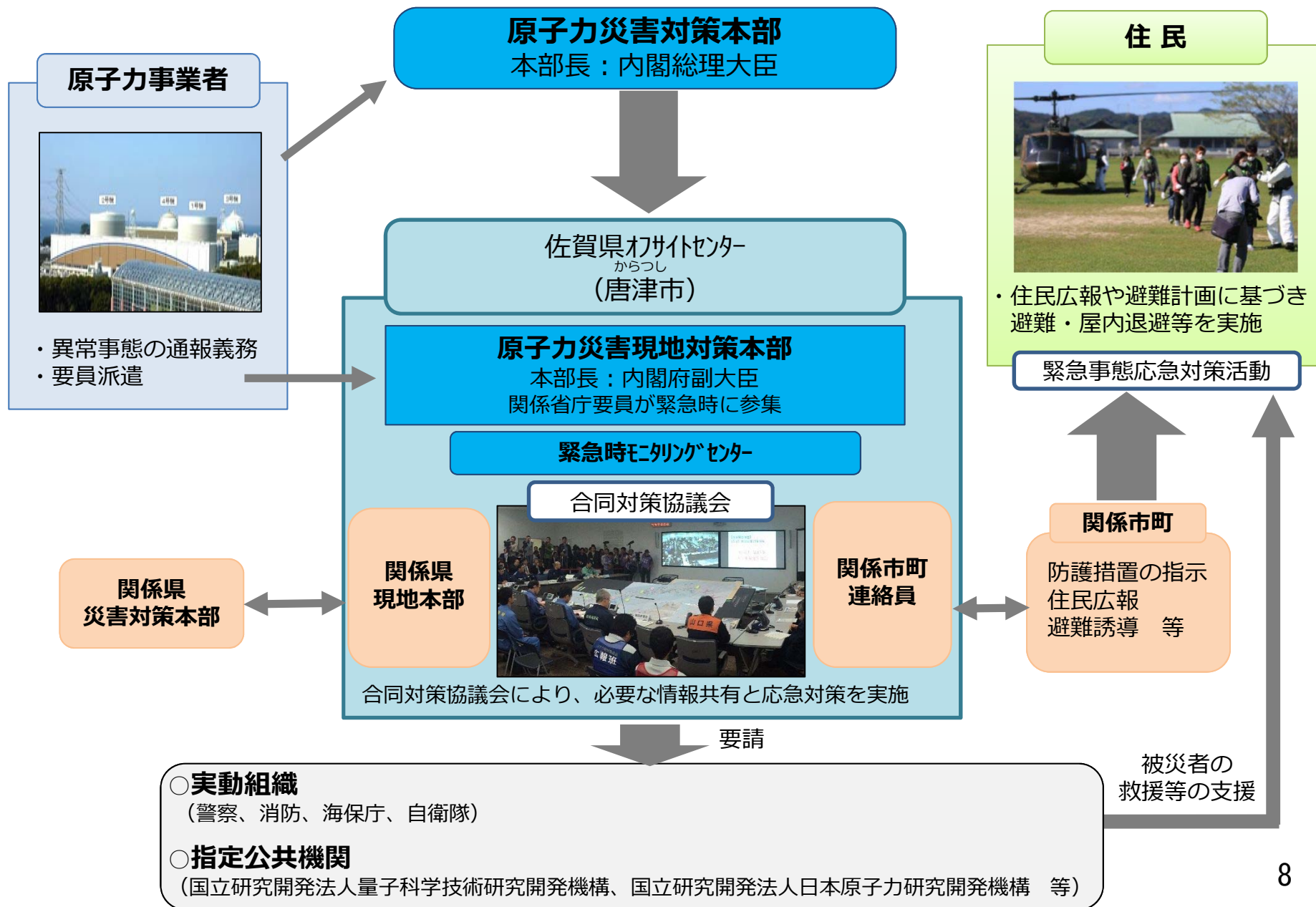
1. 内閣府（原子力防災）について

**2. 原子力災害時における国・自治体の体制**

3. 地域防災計画の充実に向けた取り組み

4. 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

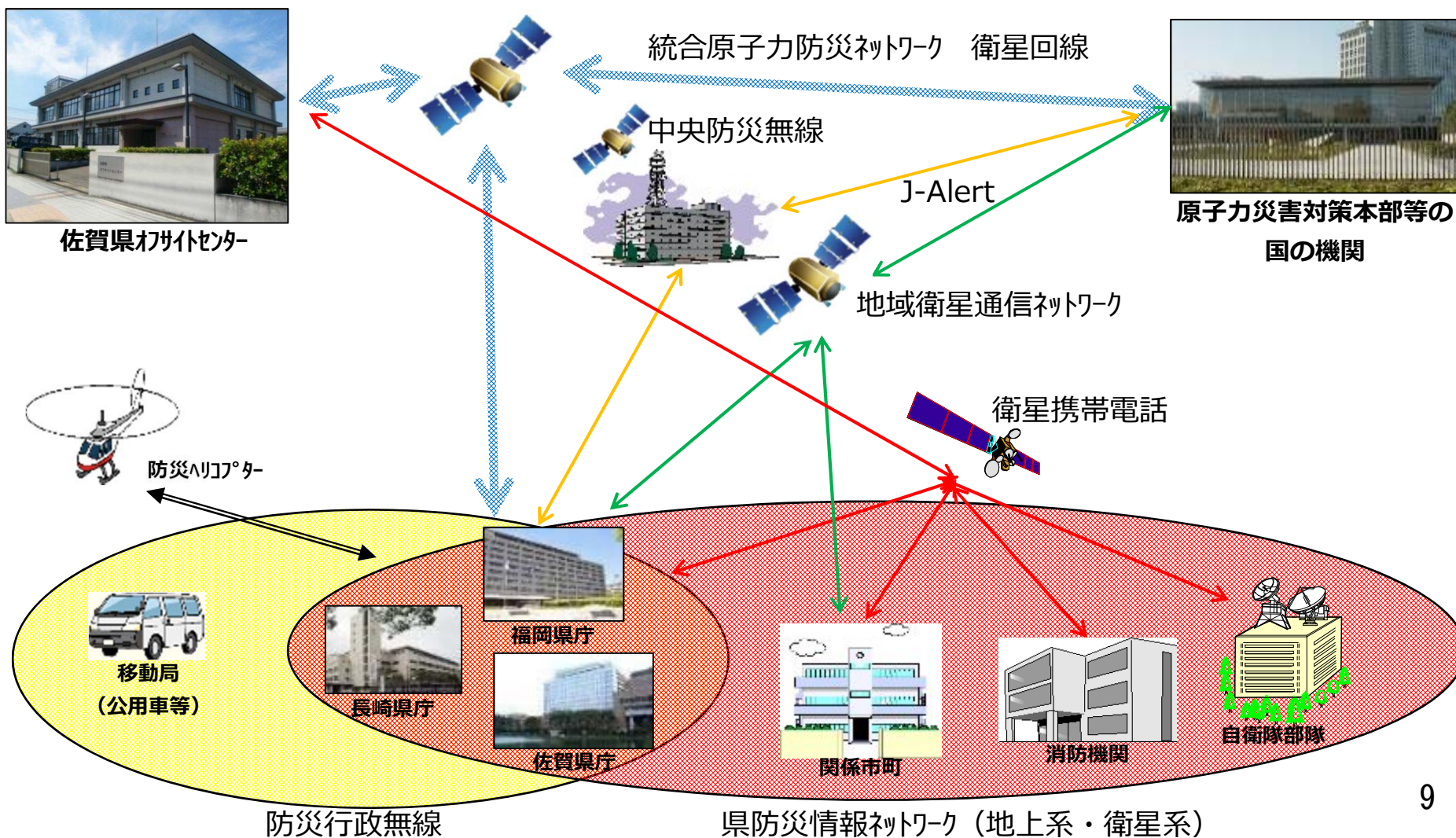
# 2-1 原子力災害発生時の対応体制





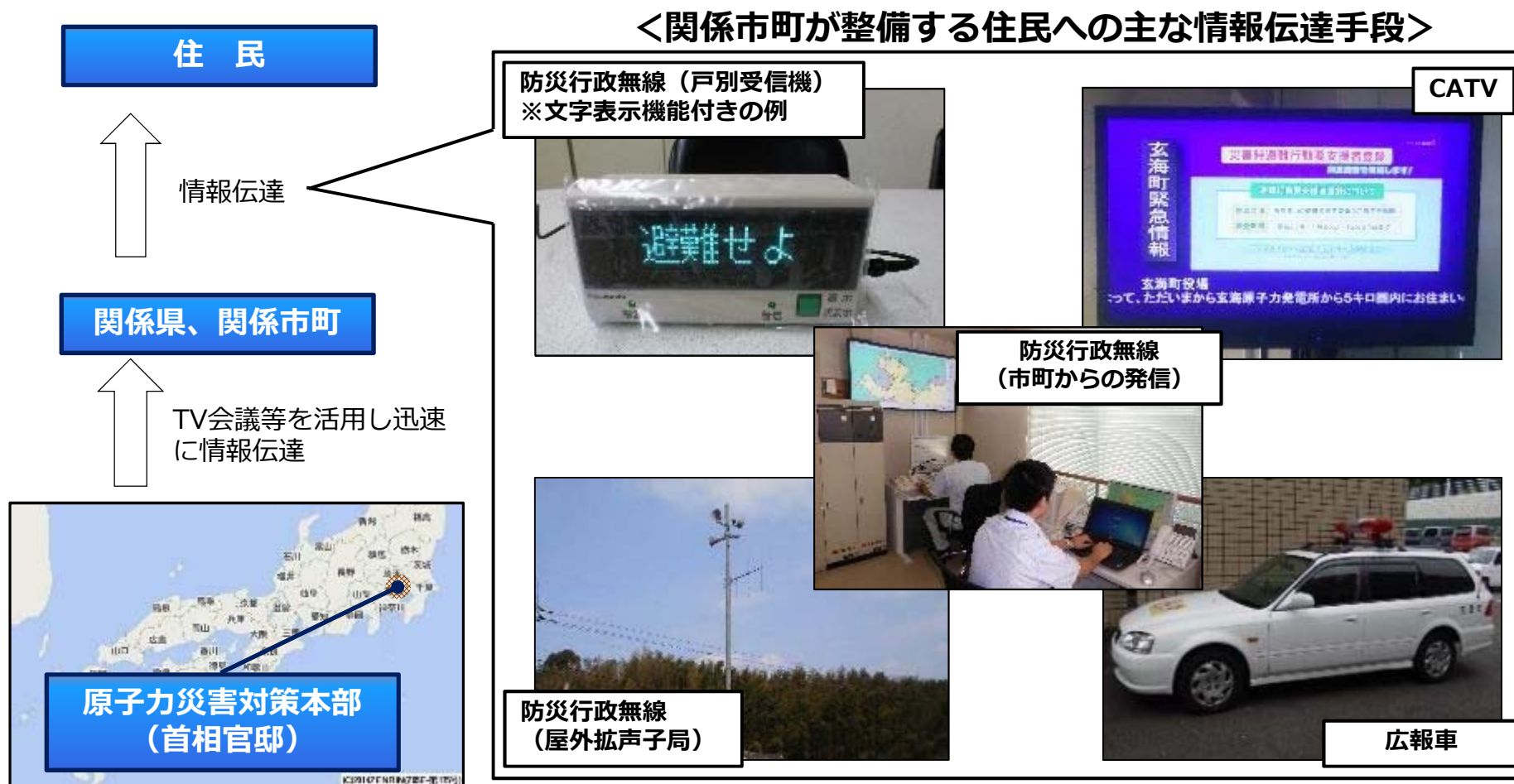
## 2-2 連絡体制の確保

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話などを使用し、連絡体制を確保。



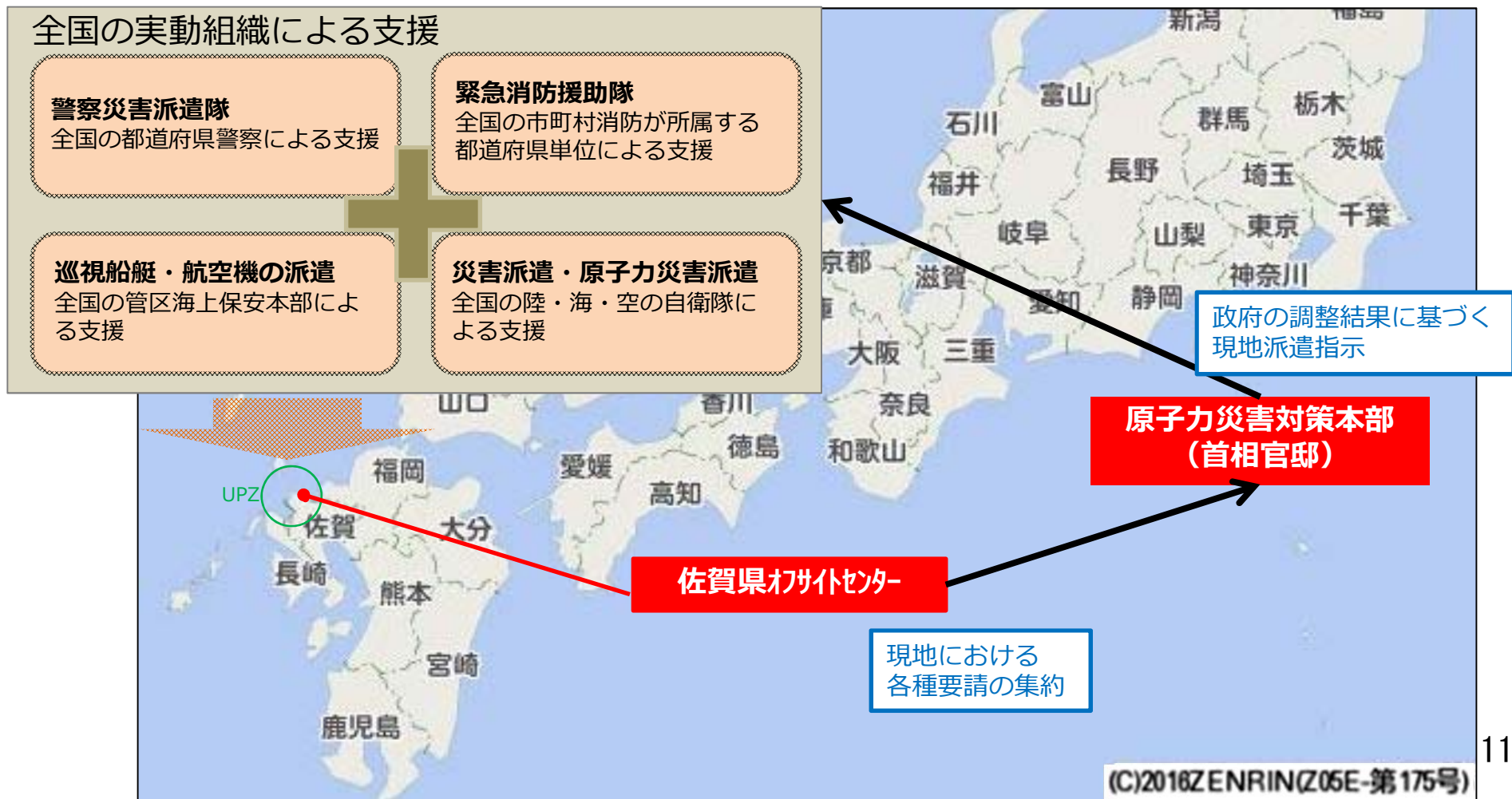
## 2-3 住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、**原子力災害対策本部**から、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町にその内容をTV会議等を活用し**迅速に情報提供**。
- 関係市町は、**防災行政無線**、CATV、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、**住民へ情報を伝達**。



## 2-4 国の実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、佐賀県、長崎県、福岡県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、**全国規模の実動組織による支援を実施。**
- 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ**全国の実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による支援を実施。**



## 2-5 自然災害などの複合災害で想定される実動隊組織の活動例

➤ 佐賀県、長崎県、福岡県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

### 警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



### 消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



### 海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時に列ぐ支援
- ✓ 船舶等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



### 防衛省

- ✓ 緊急時に列ぐ支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業



1. 内閣府（原子力防災）について
2. 原子力災害時における国・自治体の体制
- 3. 地域防災計画の充実に向けた取り組み**
4. 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

### 地域防災計画の充実に向けた対応

- 原子力発電所の所在する地域ごとに課題解決のため、  
「地域原子力防災協議会」を設置して、関係道府県・市町村の  
地域防災計画・避難計画の充実化を支援。
- 同協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における  
対応（「緊急時対応」）が具体的かつ合理的であることを確認する。

### 検討経緯

- 玄海地域原子力防災協議会作業部会（計14回開催）  
平成27年6月1日～平成28年11月17日
- 玄海地域原子力防災協議会  
平成28年11月22日
- 第8回原子力防災会議  
平成28年12月9日

### ○PAZ: Precautionary Action Zone

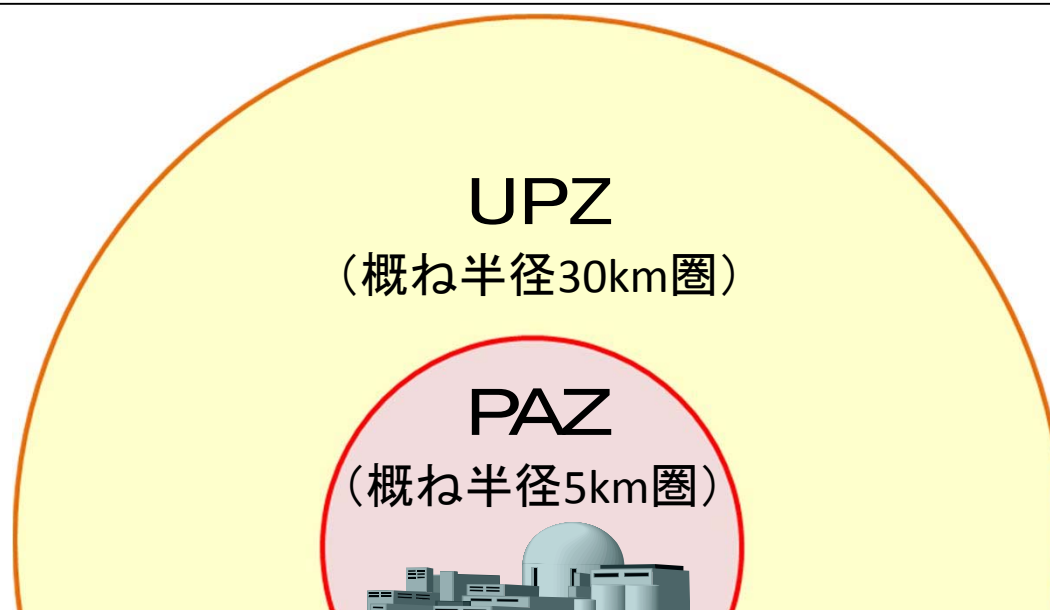
#### 「予防的防護措置を準備する区域」

原子力発電所から概ね半径5km圏内。  
放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

### ○UPZ: Urgent Protective action planning Zone

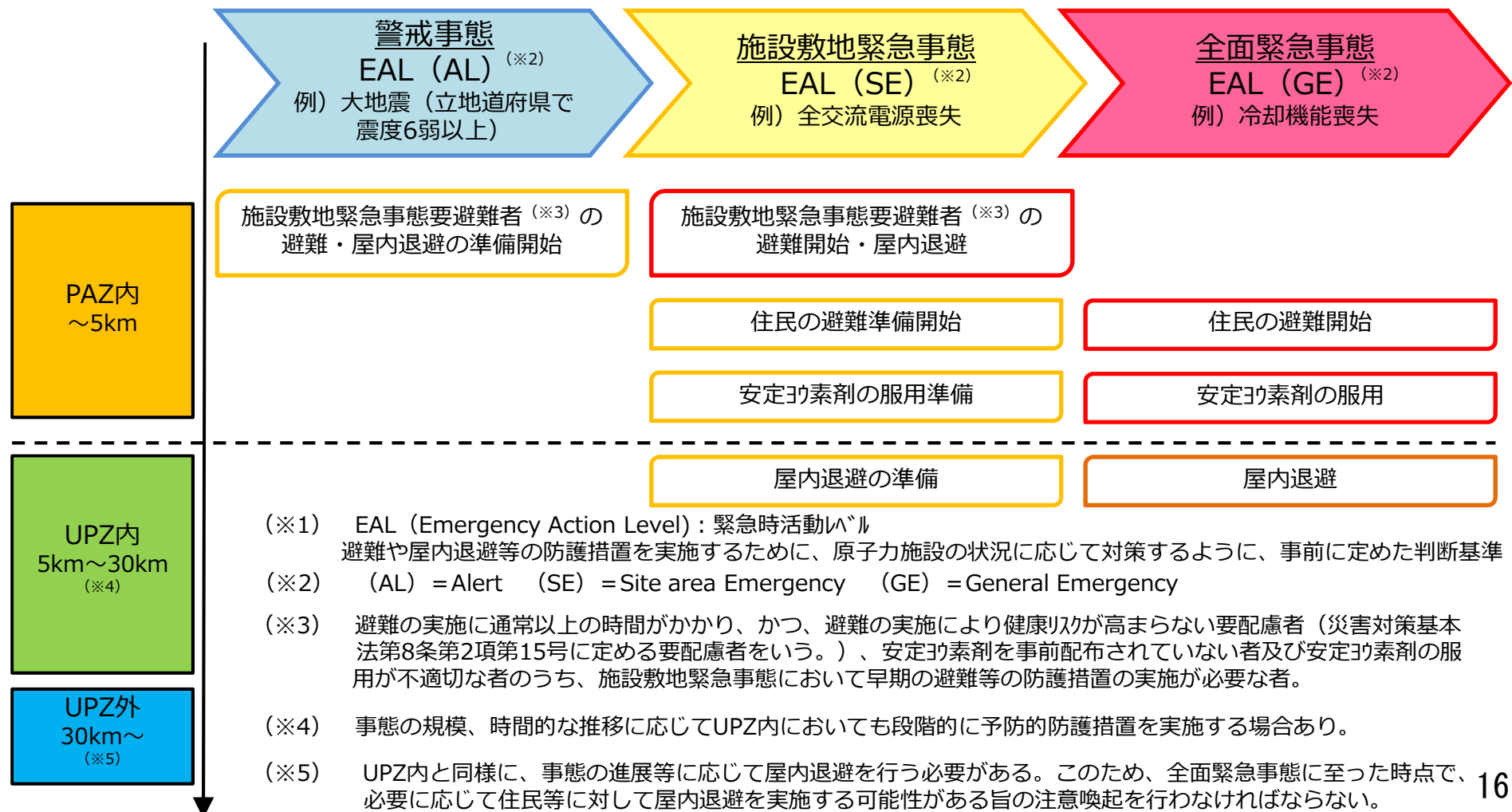
#### 「緊急時防護措置を準備する区域」

PAZの外側の概ね半径30km圏内。  
予防的な防護措置を含め、段階的に屋内退避、避難、一時移転を行う。



### 3-3 原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置①

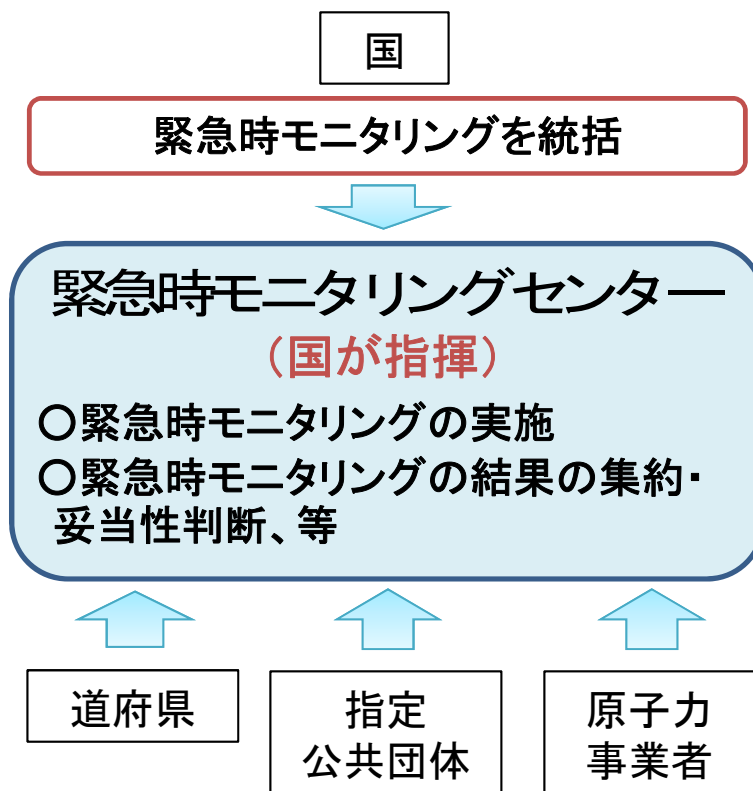
- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。





### 3-4 原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置②

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ圏内においては住民の屋内退避を実施。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が一定値超となる区域を特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により一時移転等を実施。
- 飲食物については、放射性核種ごとに濃度基準を設け、摂取制限を実施。



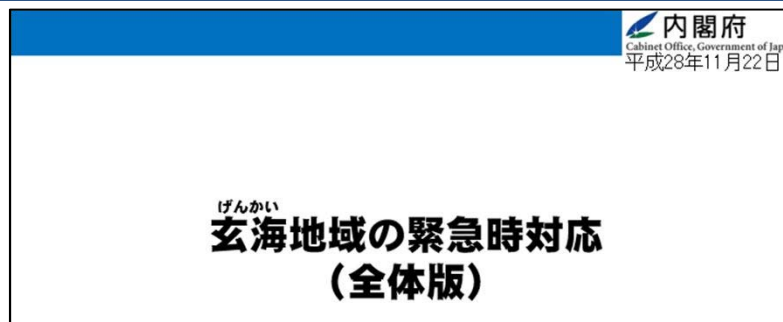
モニタリング  
結果

| 種類     | 初期基準値          | 防護措置の概要   |
|--------|----------------|---|
| OIL1   | 500 $\mu$ Sv/h | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。                                |
| OIL2   | 20 $\mu$ Sv/h  | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。       |
| 飲食物の基準 | 0.5 $\mu$ Sv/h | 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。                       |
| OIL6   | 核種ごとに基準を設定     | 一週間以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。 |

※参考：1 $\mu$ Sv = 0.001mSv = 0.000001Sv

# 3-5 「玄海地域の緊急時対応」の取りまとめ

- ▶ 昨年11月22日、玄海地域原子力防災協議会において、関係府省庁、佐賀県、長崎県、福岡県、関係市町等により、避難計画を含む玄海地域の緊急時における対応（「玄海地域の緊急時対応」）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認し、その後、昨年12月9日、原子力防災会議（議長：内閣総理大臣）で報告・了承。



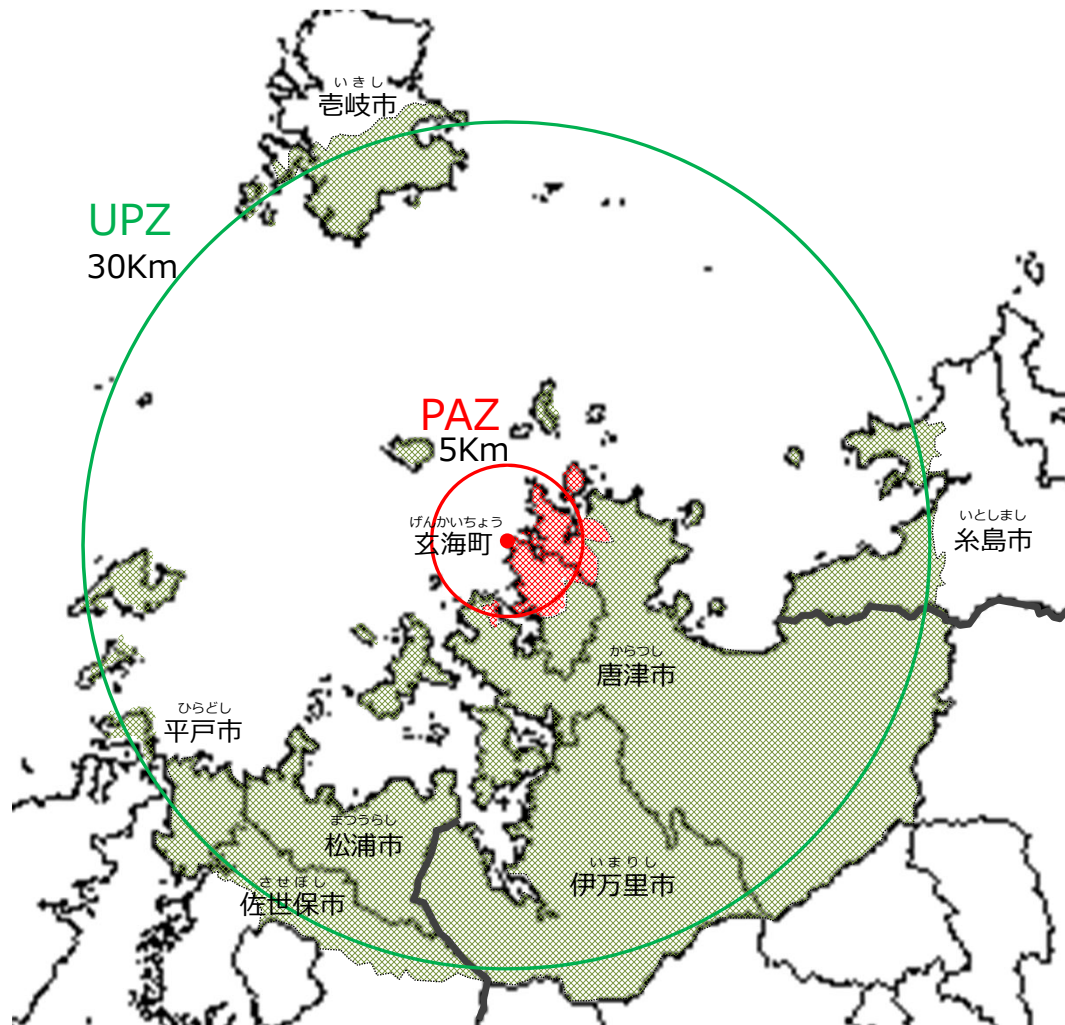
内閣府政策統括官(原子力防災担当)  
玄海地域原子力防災協議会

| 目次 |                       | 内閣府<br>Cabinet Office, Government of Japan |
|----|-----------------------|--|
| 1  | はじめに                  | P.3  |
| 2  | げんかい<br>玄海地域の概要       | P.4  |
| 3  | 緊急事態における対応体制          | P.9  |
| 4  | PAZ内の施設敷地緊急事態における対応   | P.20                                       |
| 5  | PAZ内の全面緊急事態における対応     | P.34                                       |
| 6  | UPZ内における対応            | P.49                                       |
| 7  | UPZ内の離島における対応         | P.74                                       |
| 8  | 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制 | P.99                                       |
| 9  | 緊急時モニタリングの実施体制        | P.116                                      |
| 10 | 原子力災害時の医療の実施体制        | P.127                                      |
| 11 | 国の実動組織の支援体制           | P.140                                      |

(注)本資料の地図は、(C)2016ZENRIN(ZOSE-E-第175)を用いている。

# 3-6 原子力災害対策重点区域の概要

- 玄海地域における原子力災害対策重点区域(概ね半径30kmの範囲)の人口は262,826人  
(佐賀県:平成28年4月30日現在、長崎県:平成28年3月31日・4月1日現在、福岡県:平成28年4月1日現在)
- PAZ内の人口は玄海町3,673人、唐津市4,453人。
- UPZ内の人口は関係3県8市町254,700人。



## <概ね5km圏内>

**PAZ** (予防的防護措置を準備する区域) :  
**Precautionary Action Zone**

⇒ 急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域

1市1町 (玄海町、唐津市) 住民数 : 8,126人\*

## <概ね5~30km圏内>

**UPZ** (緊急時防護措置を準備する区域) :  
**Urgent Protective Action Planning Zone**

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

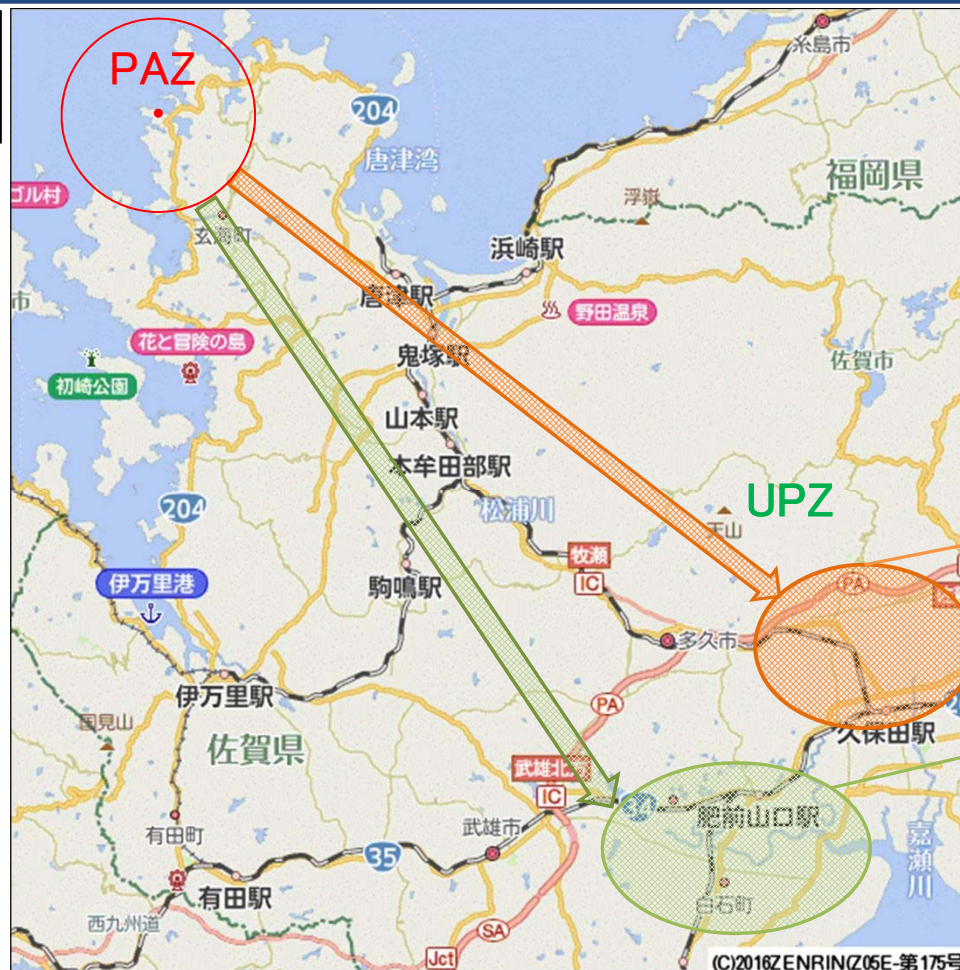
7市1町 (佐賀県玄海町、唐津市、伊万里市、  
長崎県松浦市、佐世保市、平戸市、  
壱岐市、福岡県糸島市)  
住民数 : 254,700人\*

※ 佐賀県:平成28年4月30日現在  
長崎県:平成28年3月31日・4月1日現在  
福岡県:平成28年4月1日現在

# 3-7 PAZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質放出前の段階で、予防的防護措置とし、PAZ内は即時避難。
- 避難に時間を要する施設敷地緊急事態要支援者は、さらに前の段階(施設敷地緊急事態)で避難を開始。
- PAZ約8100人について、複数避難経路、避難先確保。(玄海町→小城市、唐津市→白石町・江北町)
- 自家用車で避難できない者のために、避難に必要となるバス等の輸送能力を確保。
- 避難施設を一般住民向け約8600人分(18施設)、要支援者向け約7200人分(127施設)を確保。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者等のための放射線防護対策施設(6施設)を整備

PAZ内市町の  
広域避難先



| 県   | 市町  | 住民数    |
|-----|-----|--------|
| 佐賀県 | 玄海町 | 3,673人 |
|     | 唐津市 | 4,453人 |
| 合計  |     | 8,126人 |

げんかいちょう  
玄海町避難先  
おぎし  
小城市

からつし  
唐津市避難先  
こうほくまち しろいしちょう  
江北町、白石町

※自然災害等により上記避難先に避難できない場合は、佐賀県がUPZ外で代替避難先を確保

# 3-8 PAZにおける避難・屋内退避の概要



| 区域                    | 種別                | 対象者数                         | 避難等の流れ               |   |  | 備考   |  |
|-----------------------|-------------------|------------------------------|----------------------|---|--|--|--|
|                       |                   |                              | 警戒事態                 | 施設敷地緊急事態                                | 全面緊急事態   |  |  |
| PAZ<br>(発電所から概ね5km圏内) | 避難行動要支援者 (医療機関)   | 玄海町 8人<br>唐津市 (対象施設なし) 合計 8人 | 施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始 | 対象施設 玄海町 (1施設: 8人)<br>唐津市 (対象施設なし)      | <p>&lt;避難可能な者: 8人&gt; (玄海町8人)</p> <p>バス1台により避難</p> <p>&lt;無理に避難すると健康リスクが高まる者&gt;</p> <p>放射線防護対策施設</p>  | <p>医療機関 (災害拠点病院1施設)</p> <p>放射線防護対策施設 (玄海町内1施設)</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の避難計画に基づき、緊急時に佐賀県が避難先となる災害拠点病院を選定。</li> </ul>   |
|                       | 避難行動要支援者 (社会福祉施設) | 玄海町 109人<br>唐津市 98人 合計 207人  |                      | 対象施設 玄海町 (2施設: 109人)<br>唐津市 (2施設: 98人)  | <p>&lt;避難可能な者: 138人&gt; (玄海町69人、唐津市69人)</p> <p>バス4台 (玄海町2台※1、唐津市3台)、福祉車両3台 (玄海町) により避難 ※1 医療機関用のバス1台を含む。</p> <p>&lt;無理に避難すると健康リスクが高まる者: 69人&gt; (玄海町40人、唐津市29人)</p> <p>自施設内 (放射線防護対策施設)</p>  | <p>社会福祉施設等 &lt;玄海町の場合&gt; (佐賀市内2施設・多久市内1施設・小城市内2施設)</p> <p>&lt;唐津市の場合&gt; (佐賀市内1施設・小城市内3施設・江北町内1施設)</p> <p>放射線防護対策施設 (玄海町内1施設、唐津市内1施設)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の避難計画において、避難先施設を設定。</li> <li>無理に避難すると健康リスクが高まると判断された場合は、輸送等の避難準備が整うまで自施設内で屋内退避を実施。</li> </ul>                 |
|                       | 避難行動要支援者 (在宅)     | 玄海町 174人<br>唐津市 290人 合計 464人 |                      | 対象者 玄海町: 174人<br>唐津市: 290人              | <p>&lt;避難可能な者: 416人&gt;</p> <p>集合場所 (玄海町内15か所) → 玄海町避難先 (小城市内8施設)</p> <p>支援者とともに徒歩、車両で移動 (玄海町168人、唐津市143人) → 福祉避難所 (116施設)</p> <p>バス12台 (玄海町6台唐津市6台)、福祉車両16台 (玄海町9台唐津市7台) により避難</p> <p>集合場所 (唐津市内12か所) → 唐津市避難先 (江北町内3施設 白石町内7施設)</p> <p>支援者の車両で移動 (105人)</p> <p>&lt;無理に避難すると健康リスクが高まる者: 48人&gt; (玄海町6人、唐津市42人)</p> <p>福祉車両5台でピストン輸送 (玄海町1台、唐津市4台)</p> <p>放射線防護対策施設※2 (玄海町内1施設、唐津市内3施設)</p> <p>※2 放射線防護対策施設には、避難行動要支援者のほか、その支援者等が入る予定。</p> | <p>福祉避難所 (116施設)</p> <p>放射線防護対策施設※2 (玄海町内1施設、唐津市内3施設)</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者は、避難先施設を経由して、指定された福祉避難所へ避難。</li> <li>無理に避難すると健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護対策施設へ移動。</li> </ul>             |
|                       | 避難行動要支援者 (学校・保育所) | 玄海町 122人<br>唐津市 434人 合計 556人 |                      | 対象施設 玄海町 (1施設: 122人)<br>唐津市 (4施設: 434人) | <p>&lt;保護者へ引き渡しができなかった児童等&gt;</p> <p>玄海町児童等バス4台により避難 → 玄海町避難先 (小城市内1施設)</p> <p>唐津市児童等バス11台により避難 → 唐津市避難先 (江北町内2施設 白石町2施設)</p>  | <p>玄海町避難先 (小城市内1施設)</p> <p>唐津市避難先 (江北町内2施設 白石町2施設)</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>学校・保育所の児童等は、警戒事態になった場合、授業・保育を中止し、保護者への引き渡し。</li> <li>保護者へ引き渡しができなかった場合は、施設敷地緊急事態で避難を行い、避難先で保護者に引き渡し。</li> </ul> |
|                       | (原災法15条) 全面緊急事態   | 一般住民※3                       |                      | 玄海町 3,260人<br>唐津市 3,631人 合計 6,891人      | <p>保護者引き渡し</p> <p>対象者 玄海町: 3,260人<br/>唐津市: 3,631人</p> <p>一般住民の避難準備を開始</p> <p>&lt;玄海町から避難する者&gt;</p> <p>自家用車で移動 (2,827人) → 玄海町避難先 (小城市内8施設)</p> <p>徒歩等で移動 (433人) → 集合場所 (玄海町内15か所) → 玄海町避難先 (小城市内8施設)</p> <p>バス12台により避難</p> <p>&lt;唐津市から避難する者&gt;</p> <p>自家用車で移動 (2,921人) → 唐津市避難先 (江北町内3施設 白石町7施設)</p> <p>徒歩等で移動 (710人) → 集合場所 (唐津市内12か所) → 唐津市避難先 (江北町内3施設 白石町7施設)</p> <p>バス20台により避難</p>  | <p>玄海町避難先 (小城市内8施設)</p> <p>唐津市避難先 (江北町内3施設 白石町7施設)</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>住民はあらかじめ定められた避難所へ避難。</li> <li>自家用車を利用可能な者は自家用車で移動。自家用車が利用できない者は、PAZ内市町のバス会社が保有する車両で移動。</li> </ul>               |
|                       | 合計                | 8,126人                       |                      |   |  |  |  |

※3 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民を引いた数字であり、若干の増減がある。

### 3-9 UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質放出前の段階で、UPZ内においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時20 $\mu$ Sv超過となる区域を1日程度内に特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転を実施する。



#### UPZ内の防護措置の基本的な流れ



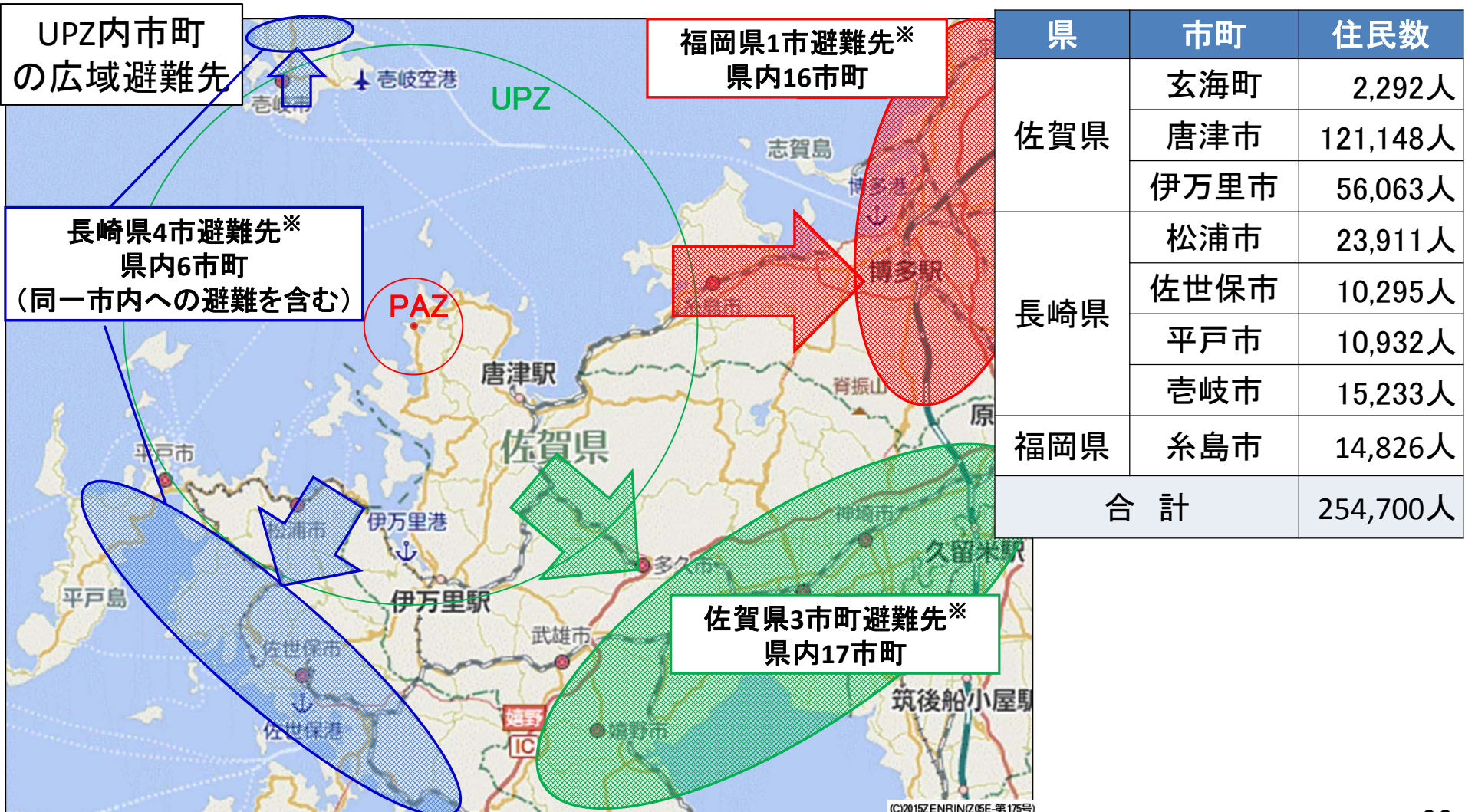
※1 地震等により家屋における屋内退避が困難な場合には、近隣の避難所等にて屋内退避。仮に近隣の避難所等に収容できない場合には、地震等による影響がない避難所等を、UPZ内外を含め選定し、避難等を実施。

※2 空間放射線量率が毎時500 $\mu$ Sv超過 (OIL1) となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。

※3 1 $\mu$ Sv = 0,001mSv = 0,000001Sv

### 3-10 UPZ内における一時移転等

- UPZ約25.5万人について複数避難経路、一時移転先を確保
- 一時移転に必要なバス等の輸送能力を確保
- 避難先施設を約30万人分確保(約2200施設)



※自然災害等により上記避難先に避難できない場合は、県が調整の上、各県内で代替避難先を確保

# 3-11UPZにおける屋内退避・一時移転の概要

| 区域                       | 種別                                    | 対象者数  | 屋内退避 / 一時移転(1週間程度内に実施)の流れ |              |  | 備考   |
|--------------------------|---------------------------------------|---|---------------------------|--------------|--|--|
|                          |                                       |   | 警戒<br>事態                  | 施設敷地<br>緊急事態 | 全面緊急事態<br>OIL2となった場合※2   |  |
| UPZ<br>(発電所から概ね5~30km圏内) | 避難行動要<br>支援者<br>(医療機関)                | 佐賀県<br>3,775人<br>長崎県<br>1,613人<br>福岡県<br>119人       |                           |              | 屋内退避<br>(87施設:<br>5,507人) → 一時移転<br>対象病院 → 避難先医療機関<br>(614施設)<br>バス・福祉車両(職員同乗)により移動※3          | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設毎の避難計画は策定済み。</li> <li>一時移転等の防護措置が必要となった場合、佐賀県、長崎県、福岡県の調整により、医療機関の受け入れ先を選定し、入院患者を移転・収容。</li> </ul>                 |
|                          | 避難行動要<br>支援者<br>(社会福祉施設)              | 佐賀県<br>5,541人<br>長崎県<br>1,674人<br>福岡県<br>387人       |                           |              | 屋内退避<br>(289施設:<br>7,602人) → 一時移転対象<br>福祉施設 → 避難先福祉施設<br>(392施設)<br>バス・福祉車両(職員同乗)により移動※3       | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設毎の避難計画は策定済みであり、全施設を対象に施設ごとにあらかじめ受け入れ施設を確保。</li> <li>あらかじめ選定した受入施設が使用できない場合は、佐賀県、長崎県、福岡県が代替の受入施設を調整。</li> </ul>    |
|                          | 避難行動要<br>支援者<br>(在宅)                  | 佐賀県<br>9,991人<br>長崎県<br>3,753人<br>福岡県<br>2,070人     |                           |              | 屋内退避<br>(15,814人) → 一時移転<br>対象者 → 避難先施設<br>(720施設) → 福祉避難所<br>(540施設)<br>バス・福祉車両(支援者同乗)により移動※3 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一時移転が必要となった避難行動要支援者は、市町が準備した避難先に優先的に移動。</li> <li>避難先施設における生活が困難な避難行動要支援者は近接の福祉避難所へ輸送。</li> </ul>                    |
|                          | 避難行動要<br>支援者<br>(学校・保育<br>所・幼稚園<br>等) | 佐賀県<br>27,902人<br>長崎県<br>8,471人<br>福岡県<br>1,798人    | 対象施設<br>(287施設)           |              | 屋内退避<br>(287施設:<br>38,171人) → 一時移転<br>対象学校等 → 避難先施設<br>(720施設)<br>バス(教職員同乗)により移動※3             | <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引き渡しを開始。</li> <li>保護者へ引き渡しができなかった場合は、全面緊急事態で屋内退避を行い、その後指示に基づき避難先に移動し、保護者に引き渡す。</li> </ul> |
|                          | 一般住民※1                                | 佐賀県<br>132,294人<br>長崎県<br>44,860人<br>福岡県<br>10,452人 | 保護者<br>引き渡し               |              | 屋内退避<br>(187,606人) → 一時移転<br>対象者 → 避難先施設<br>(720施設)<br>自家用車、バス等により移動※3                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難計画で定めている避難先へ一時移転を実施。</li> <li>自家用車や佐賀県、長崎県、福岡県が準備したバス等で移動。</li> </ul>   |
|                          | 合計                                    |   | 254,700人                  |              |  |  |

佐賀県、長崎県、福岡県が、それぞれの県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は他県との応援協定や政府支援の下、近隣県等から、輸送手段を調達。

※1 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の合計数から避難行動要支援者の数を引いた数字であり、若干の増減がある。  
 ※2 UPZ内の全住民のうち、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロヘルトを超えると特定された区域の住民は、一時移転を実施。  
 ※3 架橋されていない離島については、まず船舶等により本土へ移動したのち、車両により避難先まで移動。



# 3-12 UPZ内住民の一時避難先



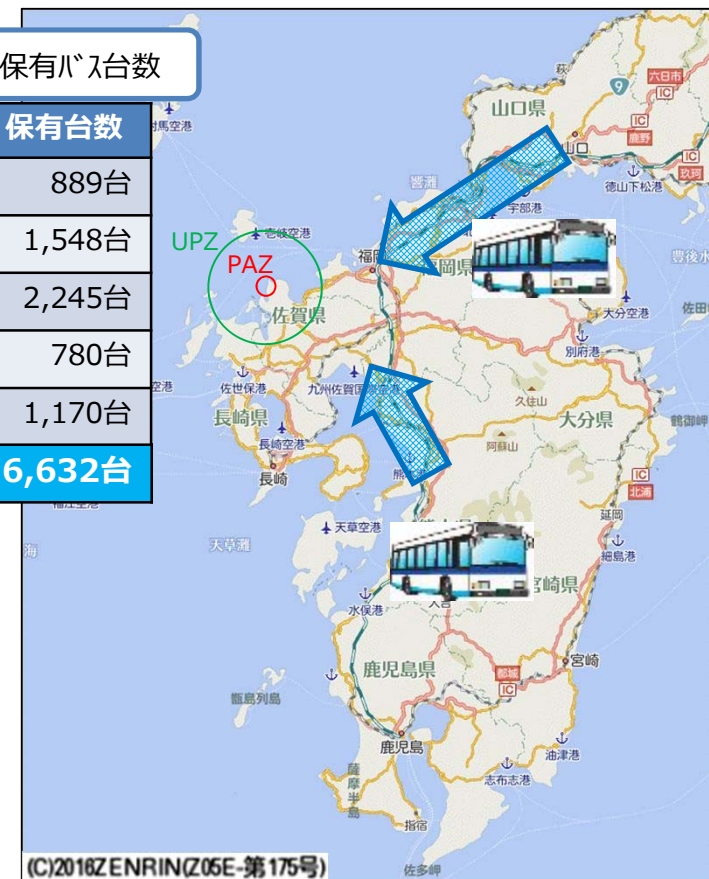
### 3-13 UPZ内の一時移転が必要となる輸送能力の確保

- **UPZ内での一時移転**は、緊急時モニタリングの結果に基づき、**対象地域を特定し、1週間程度内に実施**。この際、必要となる輸送能力の確保については、佐賀県、長崎県、福岡県が、**県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達**。
- 佐賀県、長崎県、福岡県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、**隣接県等から輸送手段を調達**。
- 佐賀県、長崎県、福岡県が確保した輸送手段で対応できない場合、**原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請することにより必要な輸送能力を確保**。

| バス会社 |     | 保有台数   |
|------|-----|--------|
| 佐賀県  | 26社 | 676台   |
| 長崎県  | 45社 | 2,030台 |
| 福岡県  | 32社 | 3,529台 |

九州・山口各県保有バス台数

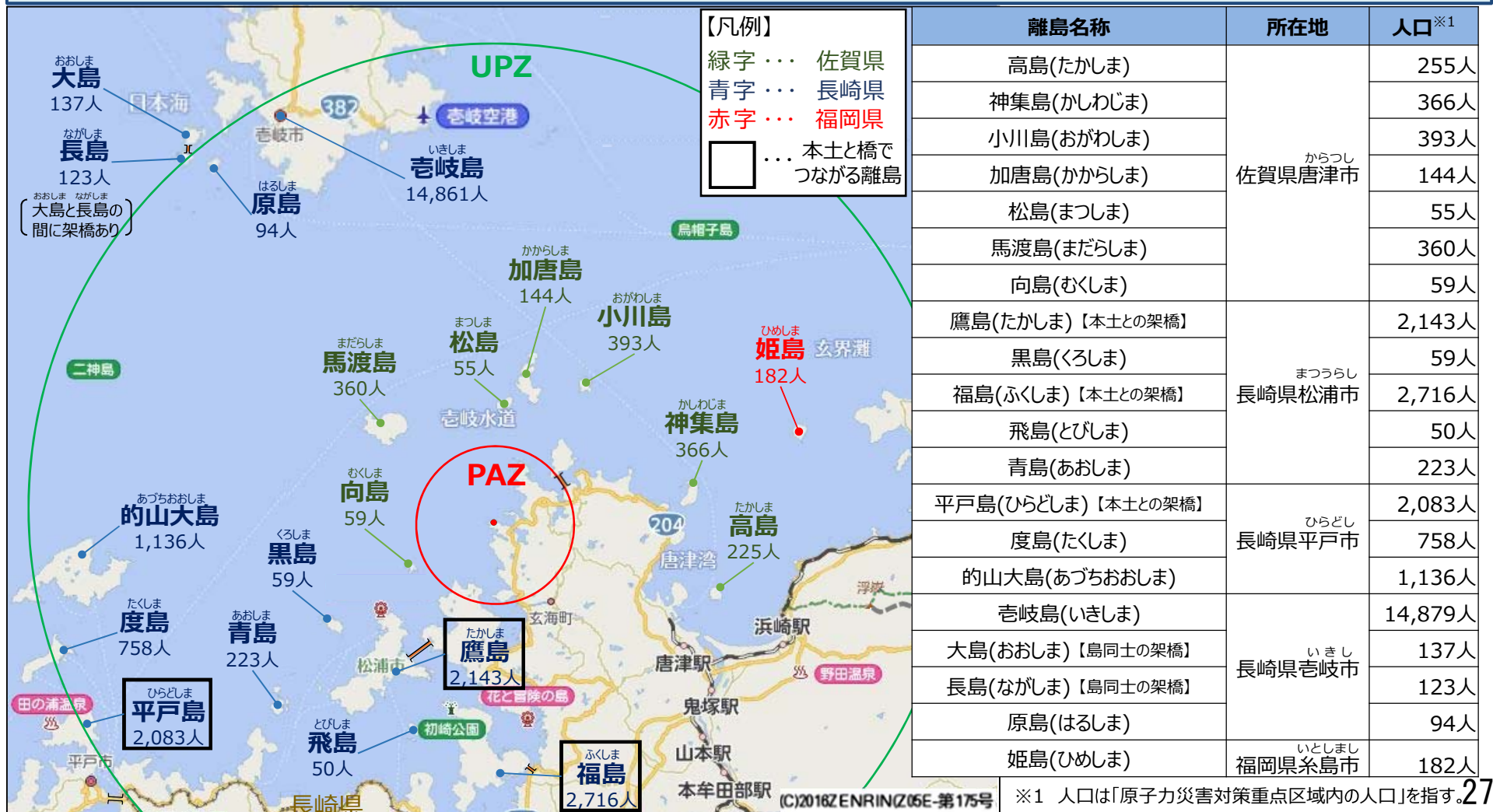
| 県名       | 保有台数          |
|----------|---------------|
| 大分県      | 889台          |
| 熊本県      | 1,548台        |
| 鹿児島県     | 2,245台        |
| 宮崎県      | 780台          |
| 山口県      | 1,170台        |
| <b>計</b> | <b>6,632台</b> |



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

# 3-14 UPZ内における離島の概要

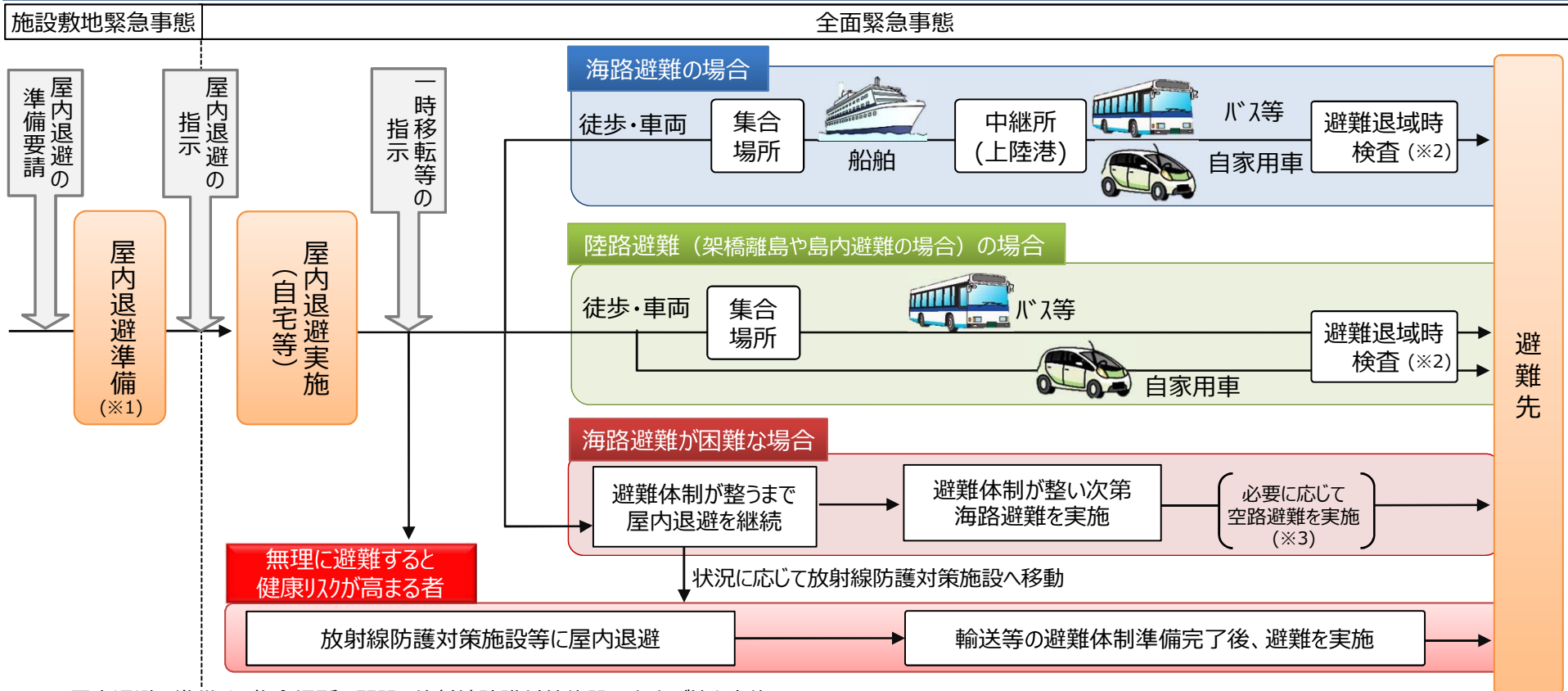
- 玄海地域では、UPZ内に20の離島(架橋された離島を含む)が存在。
- 原子力災害時の防護措置として、島内における屋内退避の実施のほか、一時移転等の実施が必要となった場合は海路(架橋された離島や島内への一時移転が可能な場合は陸路)により島外へ一時移転等を実施。また悪天候等により島外避難が出来ない場合は、避難の準備が整うまでの間、島内の放射線防護対策施設等において屋内退避を継続。
- 自然災害との複合災害等に備え、放射線防護施設等を整備するとともに、食料や飲料水等の備蓄や防災行政無線などの情報受伝達手段を確保。



※1 人口は「原子力災害対策重点区域内の人口」を指す。27

# 3-15 UPZ内の離島における一時移転等の基本フロー

- 施設敷地緊急事態となった場合は、UPZ内の離島では放射線防護対策施設の立ち上げ等の屋内退避の準備を行うとともに、一時移転等に備えて集合場所の開設準備を行う。
- 全面緊急事態となった場合は、UPZ内の離島の住民は屋内退避を行う。その後、一時移転等を実施することとなった場合は、海路や陸路(架橋された離島や島内避難が可能な場合)により避難を実施。
- 悪天候等により船舶による避難が困難な場合や、無理に避難すると健康リスクが高まる住民は、近隣の放射線防護対策施設を含む屋内退避施設に屋内退避を継続し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。



※1 屋内退避の準備は、集合場所の開設、放射線防護対策施設の立ち上げ等を実施  
 ※2 避難退域時検査場所は、原子力災害対策重点区域の境界周辺から避難所までの避難経路上に設置  
 ※3 空路避難は、各離島における「ハリオート」(ハリ離着陸場として指定されているハリオートや空港等)、「臨時ハリオート」(各県地域防災計画等で「離着陸適地」などとして記載されているグラウンド等)、「防災離着陸候補地」(過去に訓練や救急活動で使用実績がある場所、また現地調査により条件付きも含めハリの離着陸が可能とされた場所等)を活用  
 ※4 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

# 3-16 UPZ内における離島の放射線防護対策施設の設置状況等

- UPZ内における離島のうち、陸路で避難できない離島については、対象となる住民を収容するための屋内退避施設として、放射線防護対策施設を整備。
- 災害時に備え、陸路で避難できない離島において、全島民を対象とした生活物資(食料、飲料水)を整備。



# 3-17 放射線防護対策施設のイメージ

## 非常用発電機・燃料タンク

交流電源が喪失した場合においても防護機能を稼働・確保するための非常用発電設備。



要配慮者や住民等の屋内退避施設、緊急時の現地の対策拠点施設等に対する放射線防護対策は、施設の形態、規模等により異なるが、主な放射線防護対策の内容は次のとおり。

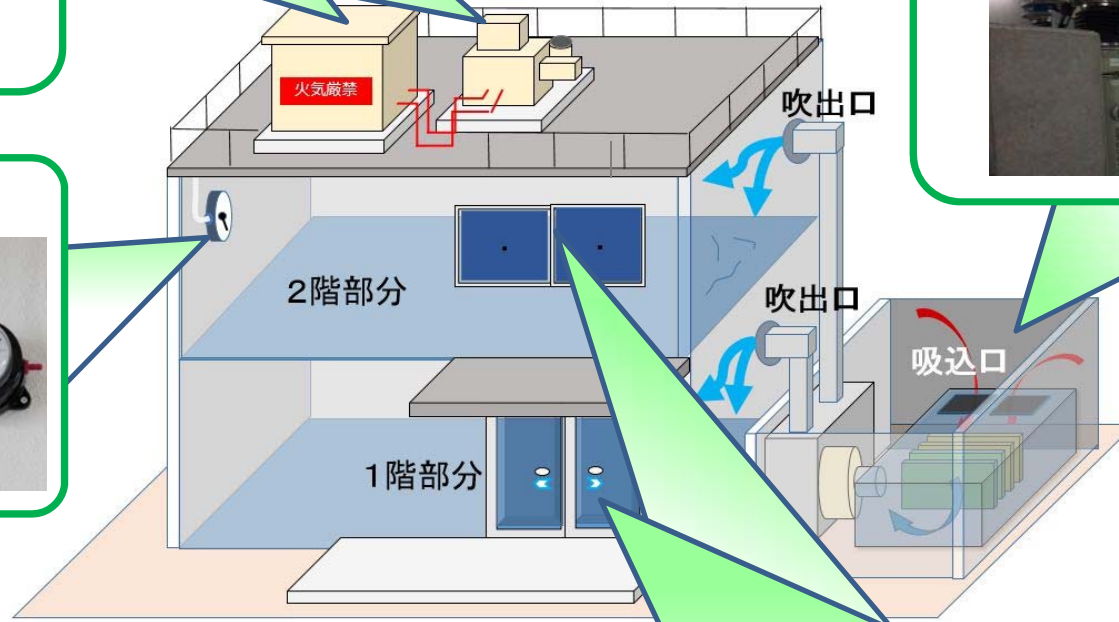
## 陽圧化装置

- ・プレフィルターで砂塵等を除去。
- ・メインフィルター（HEPA・活性炭）で放射性セシウムや放射性ヨウ素等を除去。
- ・上記処理後の清浄な空気を施設内に強制給気。



## 差圧計

屋内の空気圧を測定することにより、陽圧化装置の稼働状況を把握。



## 気密性の確保

玄関出入口の二重扉化や壁（クラック等）及び窓枠等の補強。



### 3-18 玄海地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施

➤ 緊急時モニタリング地点86地点を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるように、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。

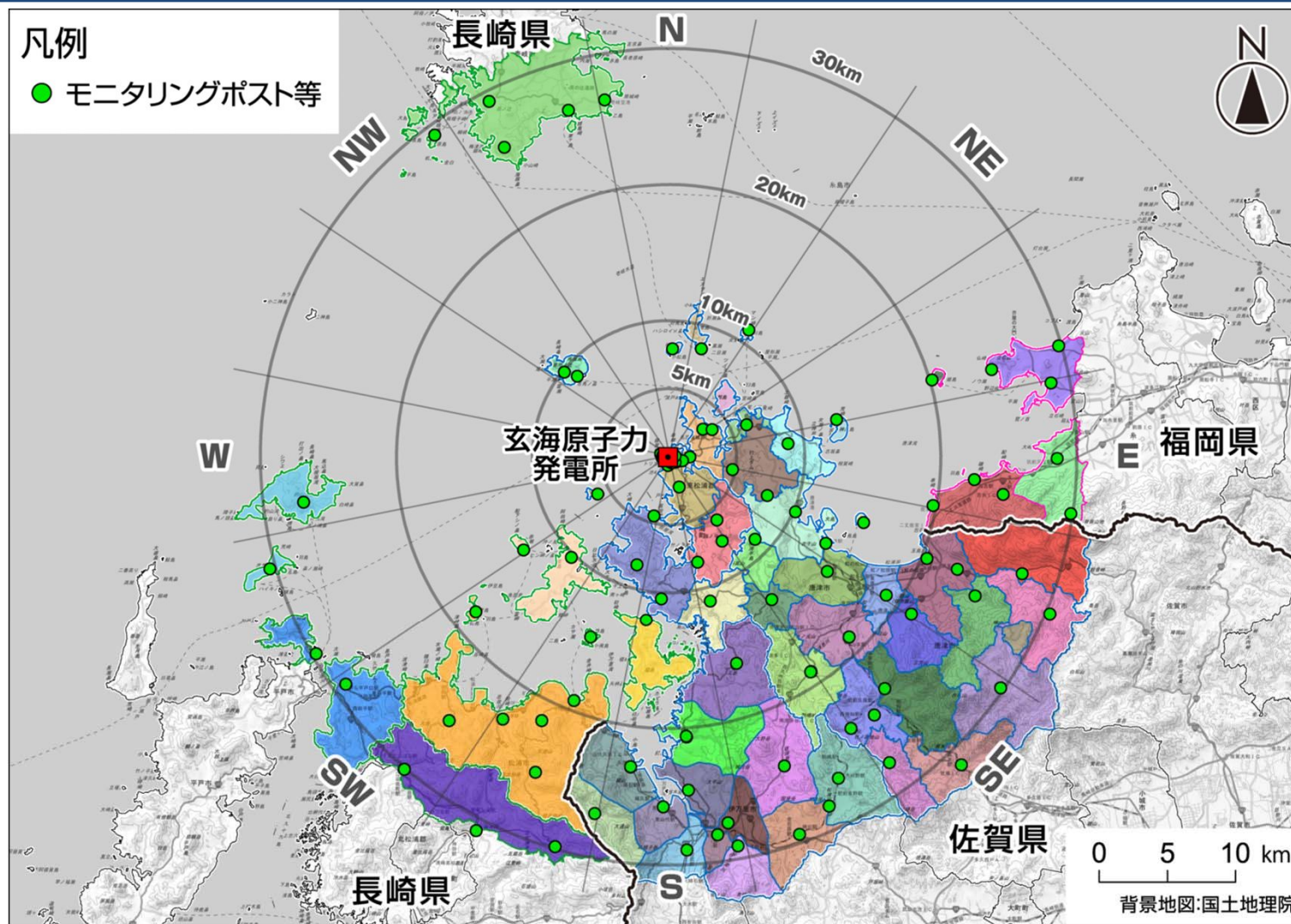
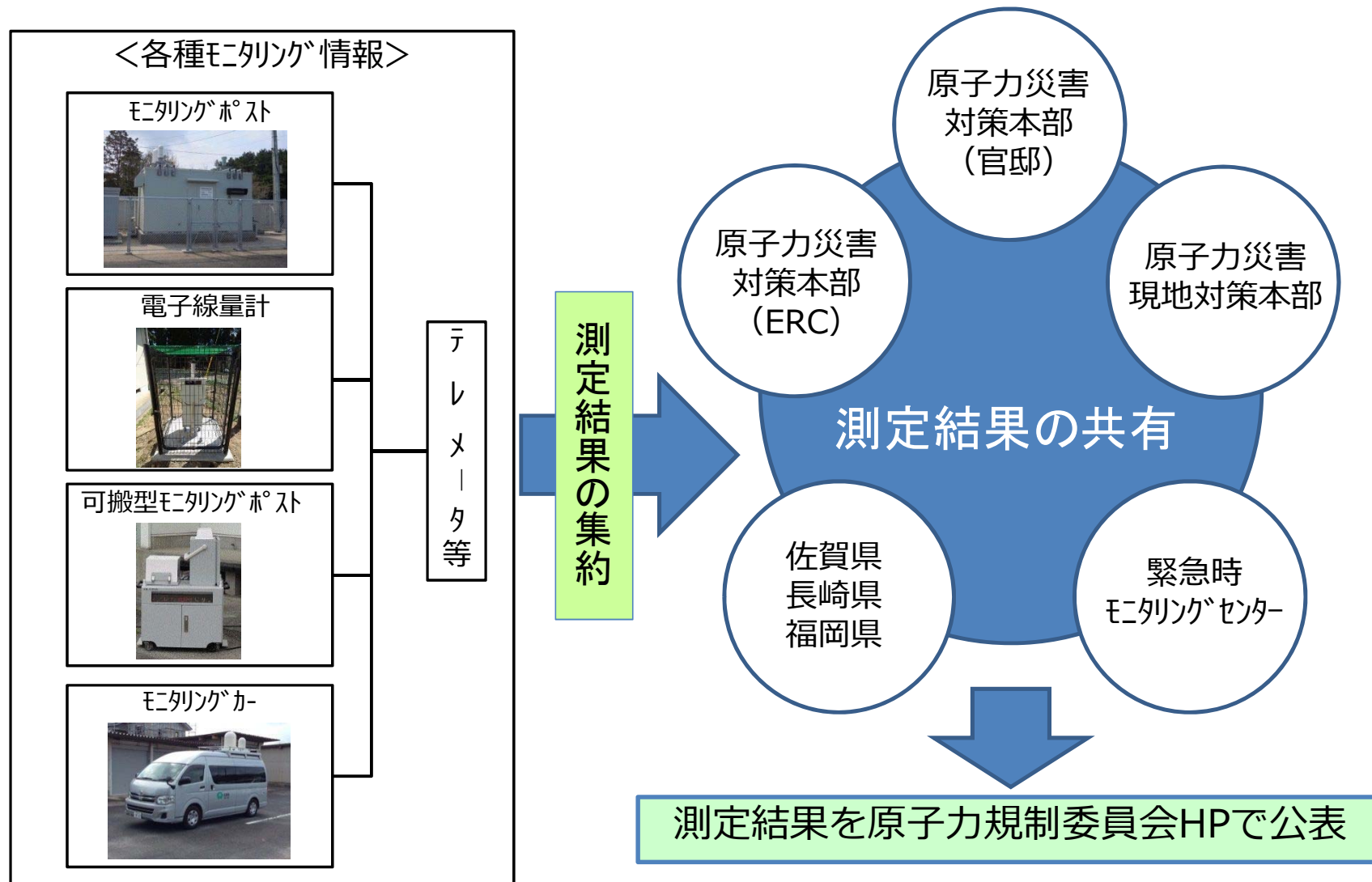


図 玄海地区における緊急時モニタリング体制と一時移転等の実施範囲

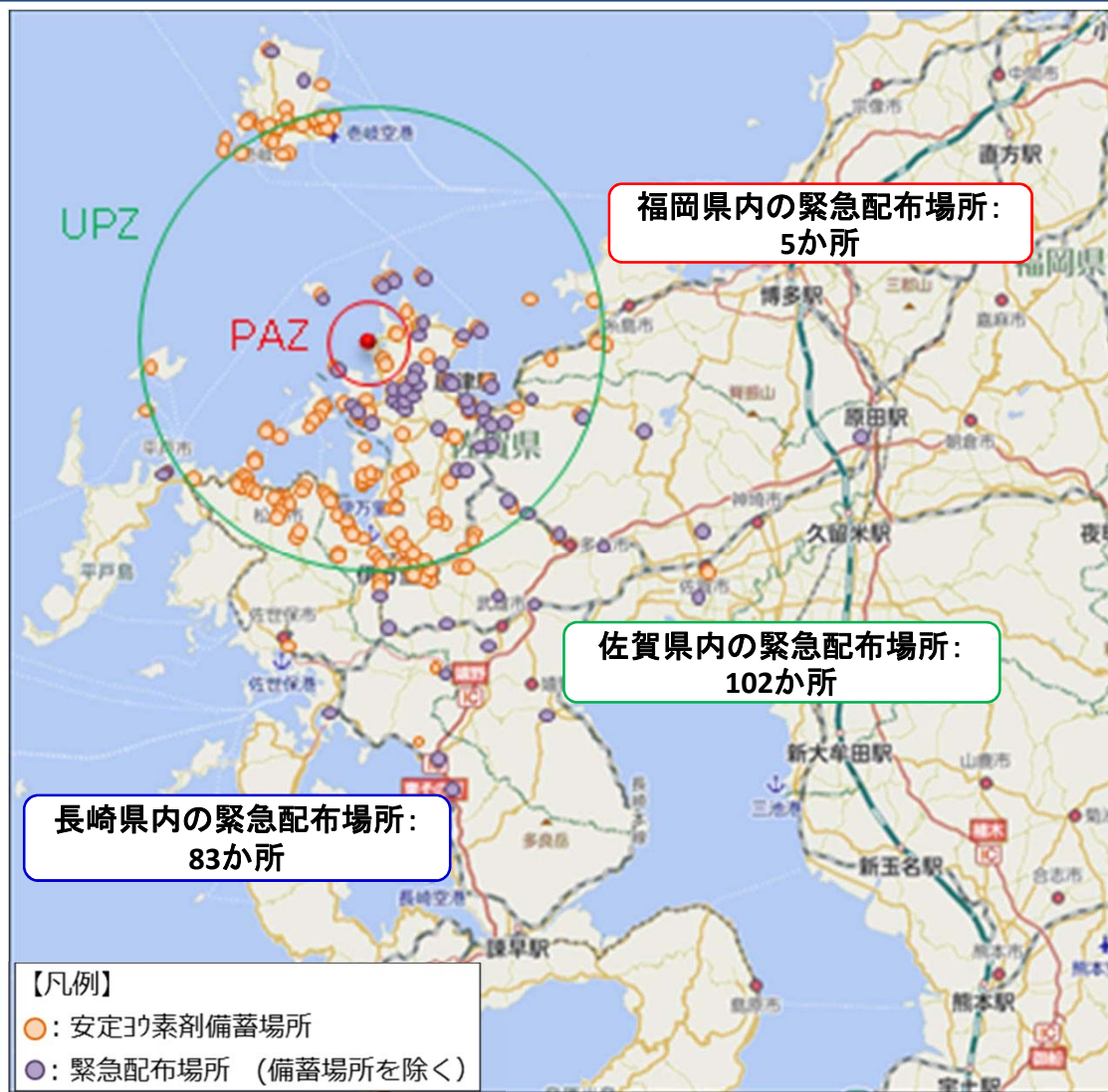
# 3-19 緊急時モニタリング 結果の共有及び公表

- 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、緊急時モニタリングセンター等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。





- 佐賀県、長崎県、福岡県では一時移転等を行う住民に対する安定ヨウ素剤の緊急配布のための備蓄。そのうち、対象となる離島については、それぞれの離島において安定ヨウ素剤の備蓄を実施。
- 緊急配布が必要となった場合は、集合場所等で、対象住民に順次配布を実施。
- 乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に向けて準備中。



## 安定ヨウ素剤備蓄場所

佐賀県: 72か所  
長崎県: 78か所  
福岡県: 5か所

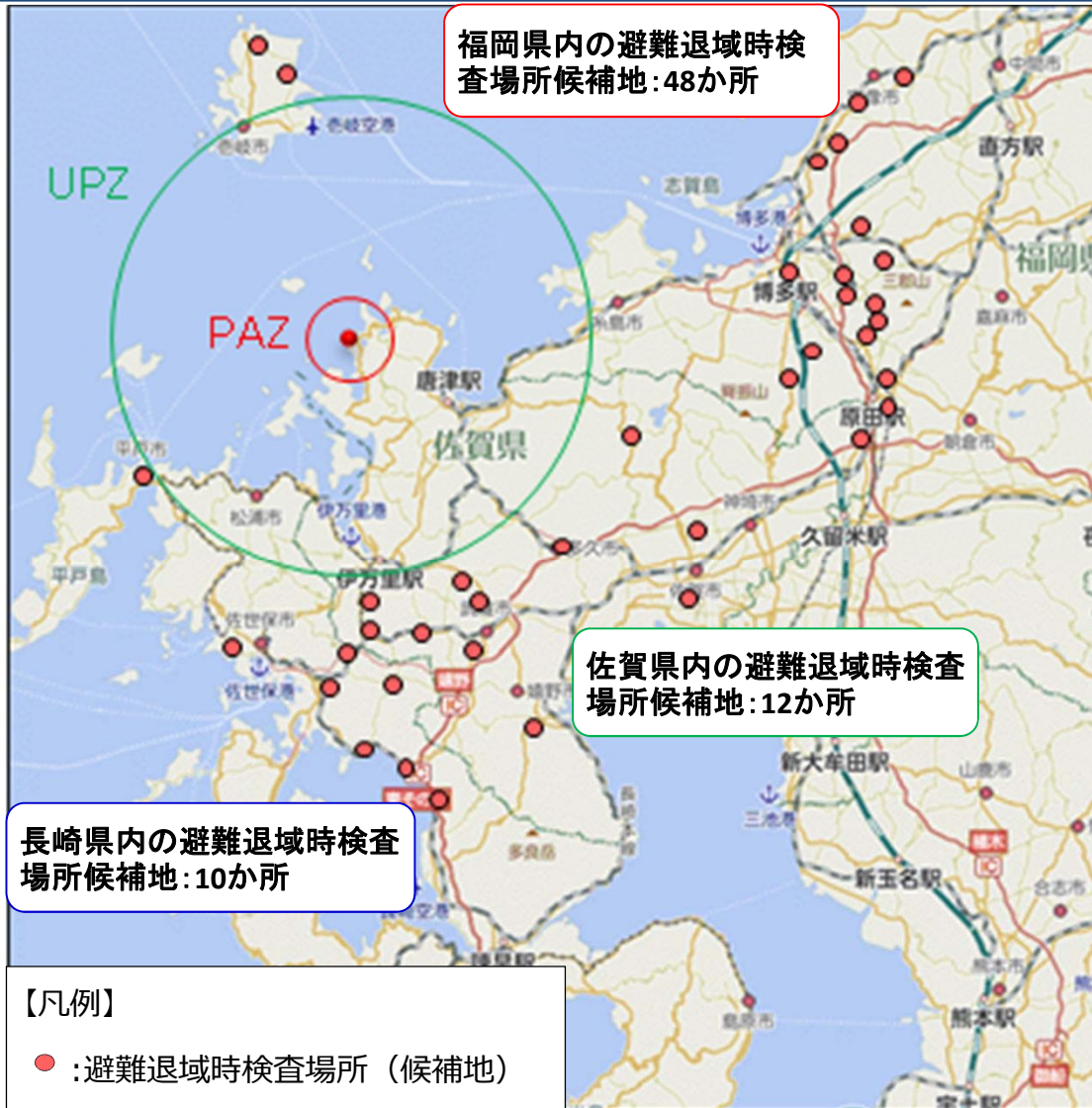
安定ヨウ素剤の搬送を実施

## 安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

- ・佐賀県: 計102か所  
(集合場所、避難経路上、避難退域時検査場所で緊急配布)
- ・長崎県: 計83か所  
(備蓄場所、救護場所で緊急配布)
- ・福岡県: 計5か所  
(備蓄場所で緊急配布)

# 3-21 避難退域時検査場所の候補地の設定

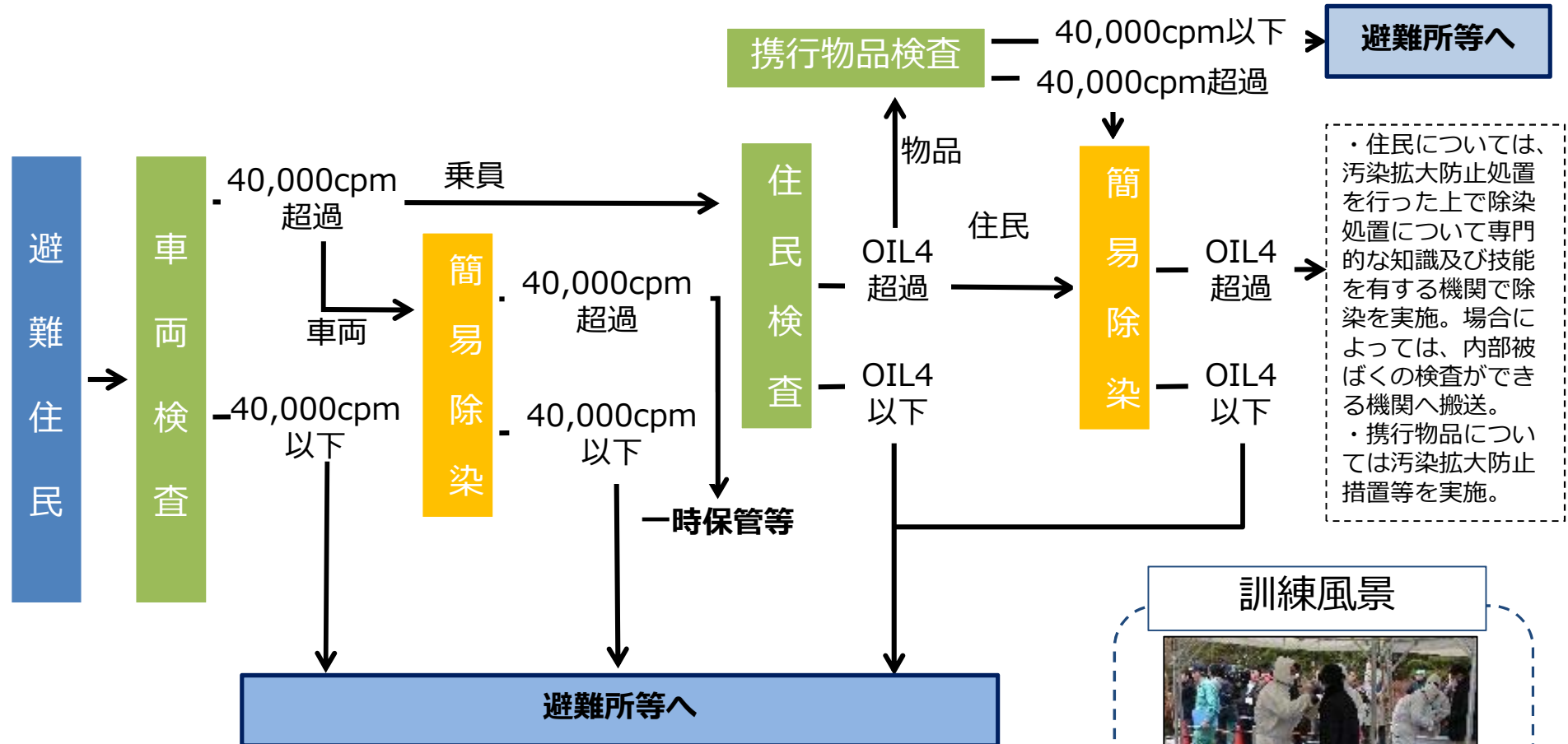
▶ 佐賀県、長崎県、福岡県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や地域の道路事情等を考慮し、避難元市町と各避難退域時検査場所の対応付けを行ったうえで、候補地をあらかじめ準備。



| 避難元県・市町 |      | 検査場所                          |
|---------|------|-------------------------------|
| 佐賀県     | 玄海町  | 多久市陸上競技場                      |
|         | 唐津市  | 杵藤クリーンセンター<br>他5施設            |
|         | 伊万里市 | 有田中央公園<br>他4施設                |
| 長崎県     | 松浦市  | 波佐見町体育センター・<br>波佐見町総合文化会館他3施設 |
|         | 佐世保市 | 三川内地区公民館<br>他1施設              |
|         | 平戸市  | 平戸文化センター<br>他1施設              |
|         | 壱岐市  | 勝本町ふれあいセンター<br>かざはや他1施設       |
| 福岡県     | 糸島市  | 福岡市民体育館<br>他47施設              |

# 3-22 避難退域時検査場所における活動基本フロー

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、関係機関等の要員により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。

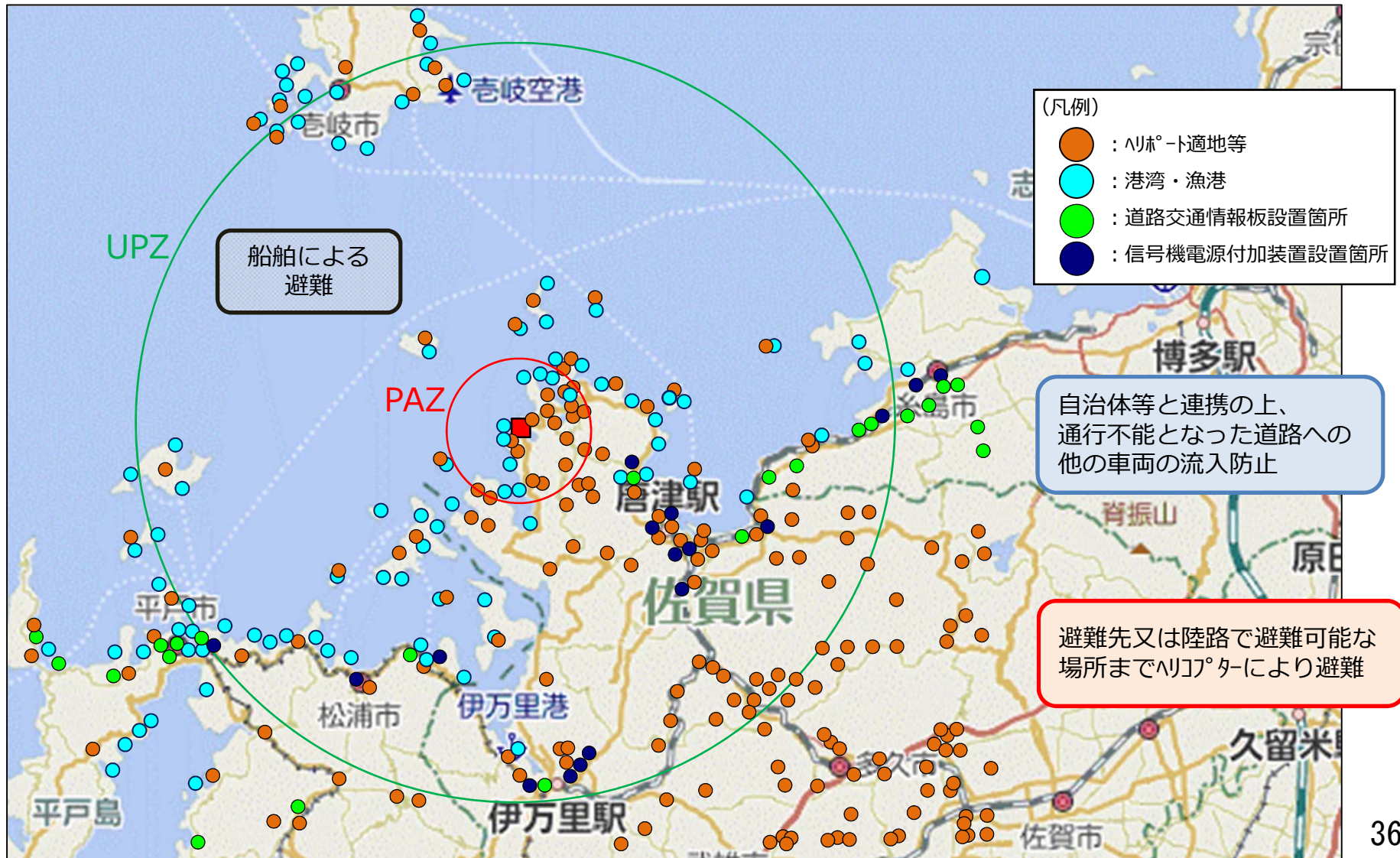


・住民については、汚染拡大防止処置を行った上で除染処置について専門的な知識及び技能を有する機関で除染を実施。場合によっては、内部被ばくの検査ができる機関へ搬送。

・携行物品については汚染拡大防止措置等を実施。

- ※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。
- ※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。

➤ 自然災害等により、避難経路等が使用できなくなった場合は、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町からの要請により、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による各種支援を必要に応じて実施。



1. 内閣府（原子力防災）について
2. 原子力災害時における国・自治体の体制
3. 地域防災計画の充実に向けた取り組み
4. 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

- ◆ 玄海地域原子力防災協議会等を通じて、国と関係自治体が一体となって、引き続き、各自治体の地域防災計画、避難計画の充実・強化等を全面的に支援していく。
- ◆ 国や関係自治体を実施する原子力防災訓練で明らかになった教訓事項を抽出し、各自治体の地域防災計画、避難計画に反映させていく。
- ◆ 放射線防護対策等のための資機材の整備等に関して、今後も継続して、関係自治体の要請に応じて財政的な支援を行う。

地域防災計画・避難計画の整備に「完璧」や「終わり」はなく、今後も訓練等を通じて、国と自治体が一体となって継続的に、避難計画の充実・強化に努めていく。